



ひと、暮らし、みらいのために

宮城労働局

Miyagi Labour Bureau

<https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/>

Press Release

令和8年3月30日（月）

【照会先】

宮城労働局労働基準部健康安全課

課長 二木 多賀子

産業安全専門官 高梨 雅文

（電話番号）022-299-8839

報道関係者 各位

令和7年の労働災害発生状況(令和8年2月末速報)について

～前年同期に比べ死亡者数は5人減少、高年齢者の休業4日以上の死傷災害は7.4%の増加～

宮城労働局（局長 松瀬 貴裕）では、このたび、令和7年の労働災害発生状況の令和8年2月末現在の状況を、労働者死傷病報告により取りまとめましたので、下記1のとおり、公表します。

なお、令和7年の労働災害発生状況の確定は、令和8年4月以降の予定です。

宮城労働局では、労働災害防止対策の推進のため、これまでの取組に加え、令和7年5月14日に公布された労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（以下「改正安衛法等」という。）により、令和8年4月1日から施行される労働安全衛生法第62条の2第1項による事業者の高年齢労働者の労働災害防止措置の努力義務化及び同条第2項に基づく「高年齢者の労働災害防止のための指針（高年齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）」等の周知を図ることとしています。

記

1 労働災害発生状況（速報値）の概要

県内の事業場で発生した労働災害による死亡者数（以下「死亡者数」という）は6人（前年同期比-5人・-45.5%）、また、休業4日以上の死傷者数（以下「死傷者数」という）は2,429人（前年同期比+34人・+1.4%）となっています。（新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く。）

死亡数は前年同期に比べ5人減少し、令和6年の過去最少の11人を更に下回っている状況です。

(1) 死亡者数を業種別にみると、「建設業」2人、「林業」、「畜産・水産業」、「廃棄物処理業」、「警備業」各1人となっています。

また、事故の型別にみると、「墜落・転落」2人、「はさまれ、巻き込まれ」、「おぼれ」、「有害物等との接触」、「交通事故(道路)」、各1人となっています。

(2) 主な業種別死傷者数は、製造業420人(全体の17.3%、以下同じ。)、建設業268人(11.0%)、陸上貨物運送事業310人(12.8%)であり、また第三次産業では、1,296人(53.3%)と過半数を占めています。第三次産業の中では、「商業」が451人(前年同期比+2.0%)、「保健衛生業」が328人(前年同期比+9.3%)となっています。(表1、グラフ2)

(3) 月別死傷者数は、前年に比べて1月、2月に、積雪・凍結に起因した転倒災害が多発し、この2か月間では前年同時期より約2割増加しています。(グラフ3)

(4) 事故の型別死傷者数は、転倒749人(全体の30.8%、以下同じ。)が最も多く、次いで、墜落・転落391人(16.1%)、動作の反動・無理な動作328人(13.5%)、はさまれ・巻き込まれ225人(9.3%)の順になっています。(グラフ4)

特に前年同期に比べて、「転倒」が4.4%の増加となっています。

(5) 年代別死傷者数は、50歳代597人(24.6%)で最も多く、次いで、60歳代524(21.6%)、40歳代441人(18.2%)の順となっています。

60歳以上では759人(31.2%)となり、前年同時期より52人(7.4%)増加し、令和6年の確定より45人増加している状況です。(表2、グラフ5)

なお、60歳代、70歳以上では転倒災害が4割以上を占めています。(グラフ6)

2 改正安衛法等(令和8年4月1日施行分)の主な内容

① 元方事業者等の措置

混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象を個人事業者等^{※1}にも拡大

※1 労働者性に疑義がある方の労働基準法等違反に関する相談は労働基準監督署で受け付けています。

政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講じること

② 高齢労働者の労働災害防止措置

高齢者の労働災害防止を図るため、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務化となり、事業者において「高齢者の労働災害防止のための指針」（高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号）に基づいた取組を行うこと。

【添付資料等】

資料1（グラフ1～6、表1～表4）

資料2 「令和7年労働災害発生状況」（令和8年3月9日作成）

資料3 「令和7年宮城県内における死亡災害発生の概要」

資料4 リーフレット「SafeworK 向上宣言」

資料5 リーフレット「労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて」

資料6 改正スケジュール

資料7 高齢者の労働災害防止指針の概要

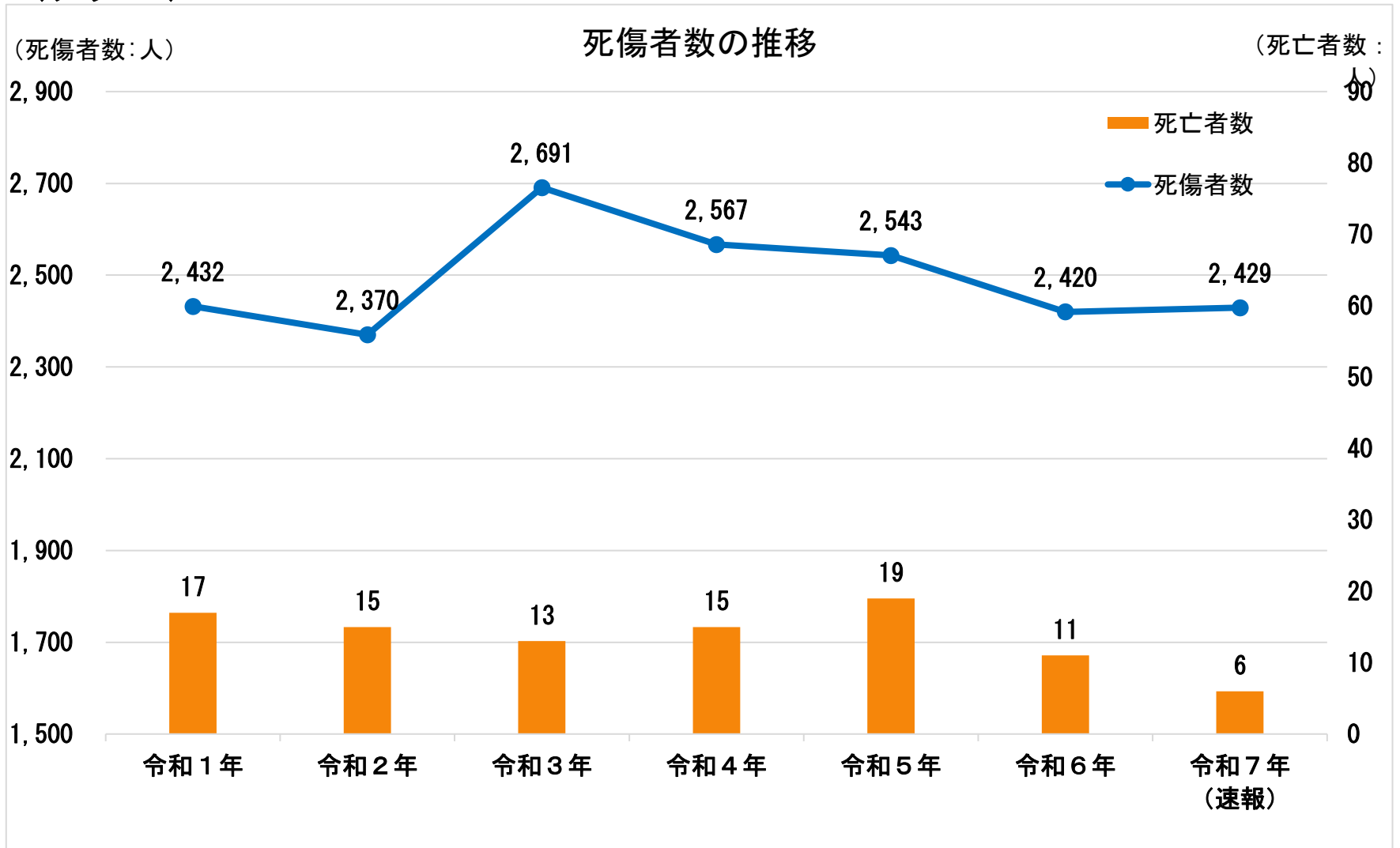
【参考事項】

宮城労働局では、令和5年度を初年度とする「第14次労働災害防止推進計画^{※2}」がスタートしたことに伴い、行動災害、高齢労働者災害対策を含めて、労使が共同宣言する内容に改めた「SafeworK 向上宣言」の取組を令和5年8月より実施しています。これにより、安心・安全・快適な職場づくりに取り組むための意識啓発や、労働者の作業行動に起因する労働災害、高齢労働者等の労働災害及び業種別の労働災害防止対策を推進しています。

※2 計画期間：令和5年度～令和9年度

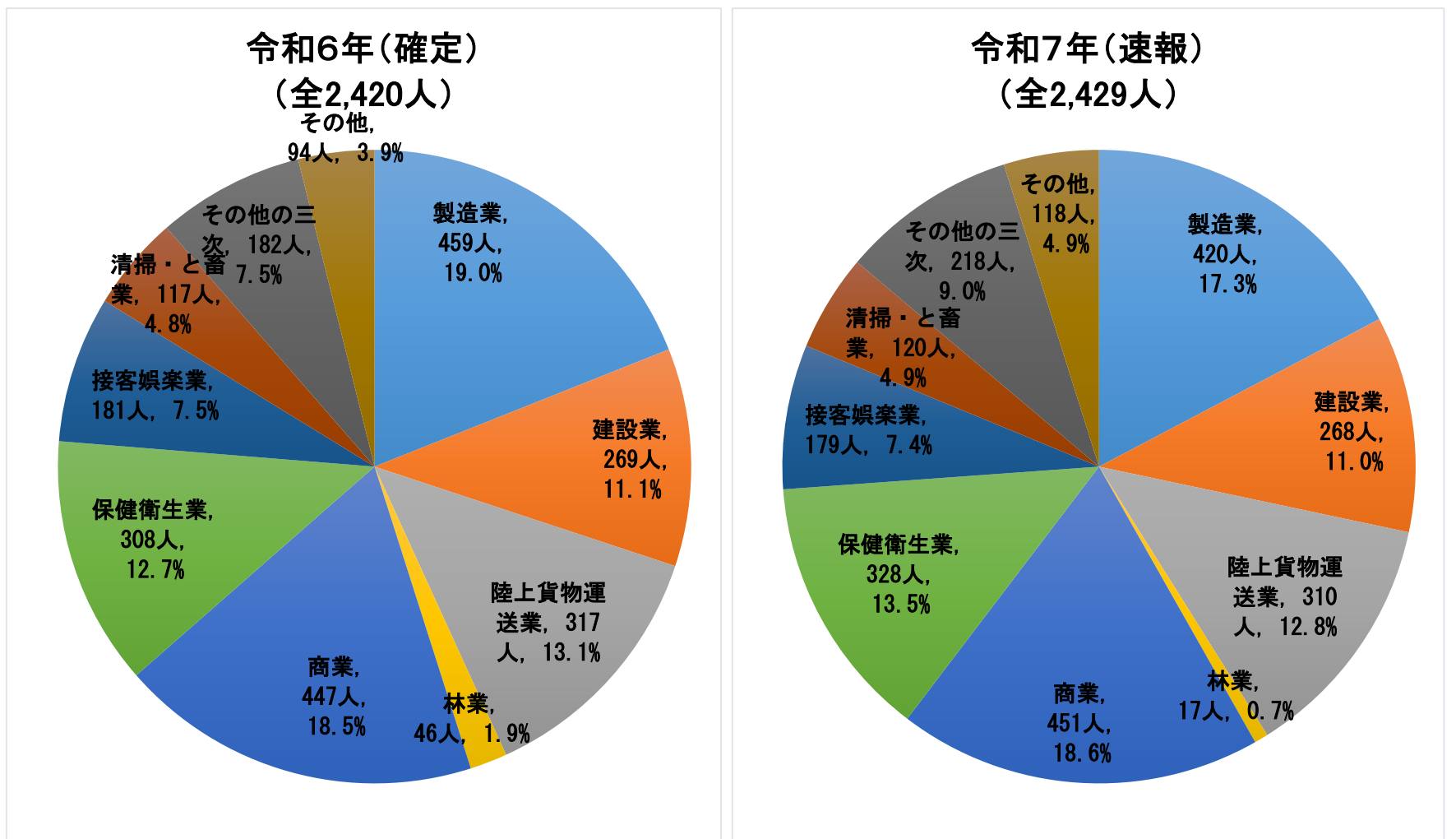
資料 1

(グラフ1)

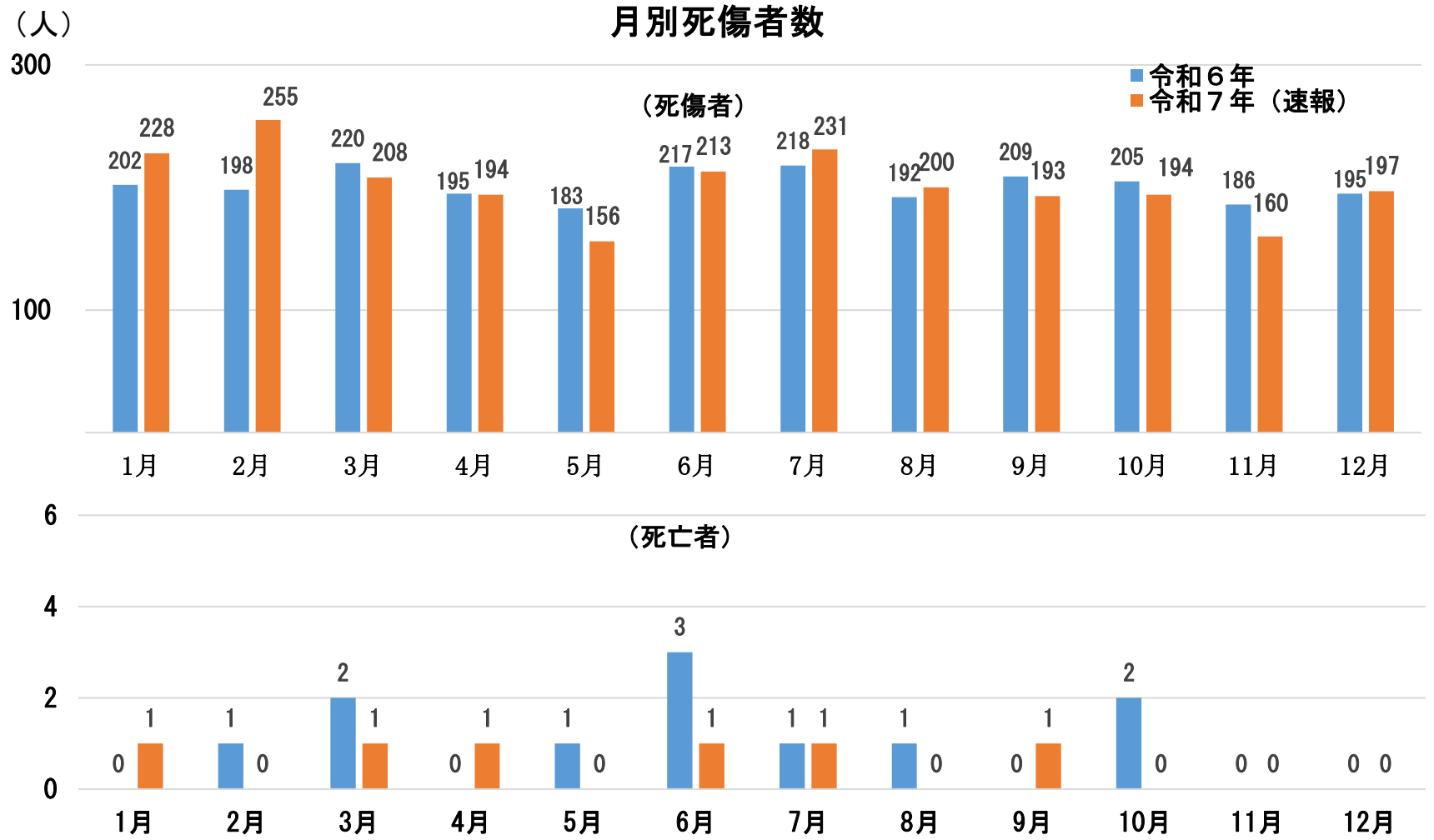


(グラフ2)

業種別死傷者数

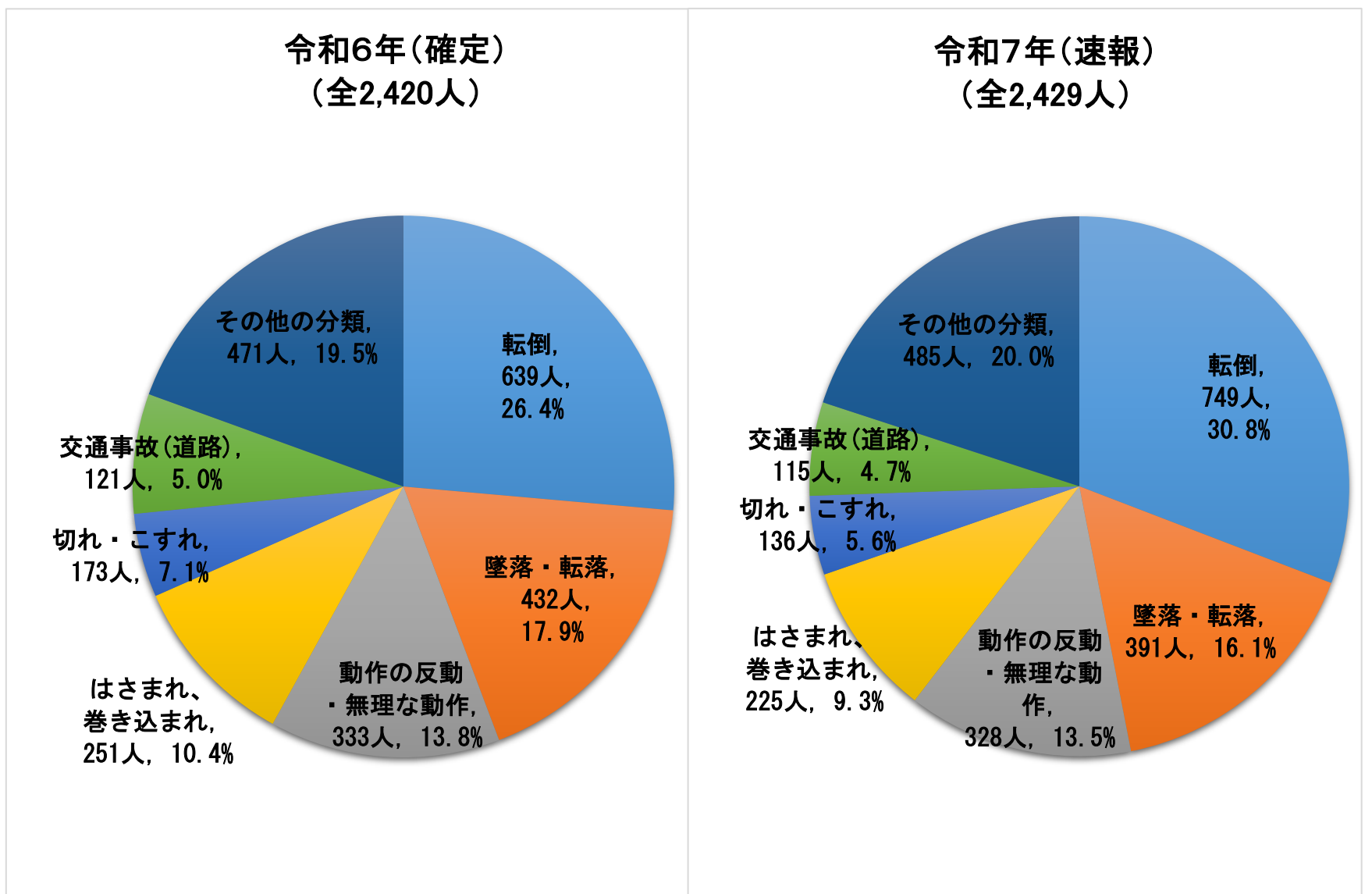


(グラフ3)



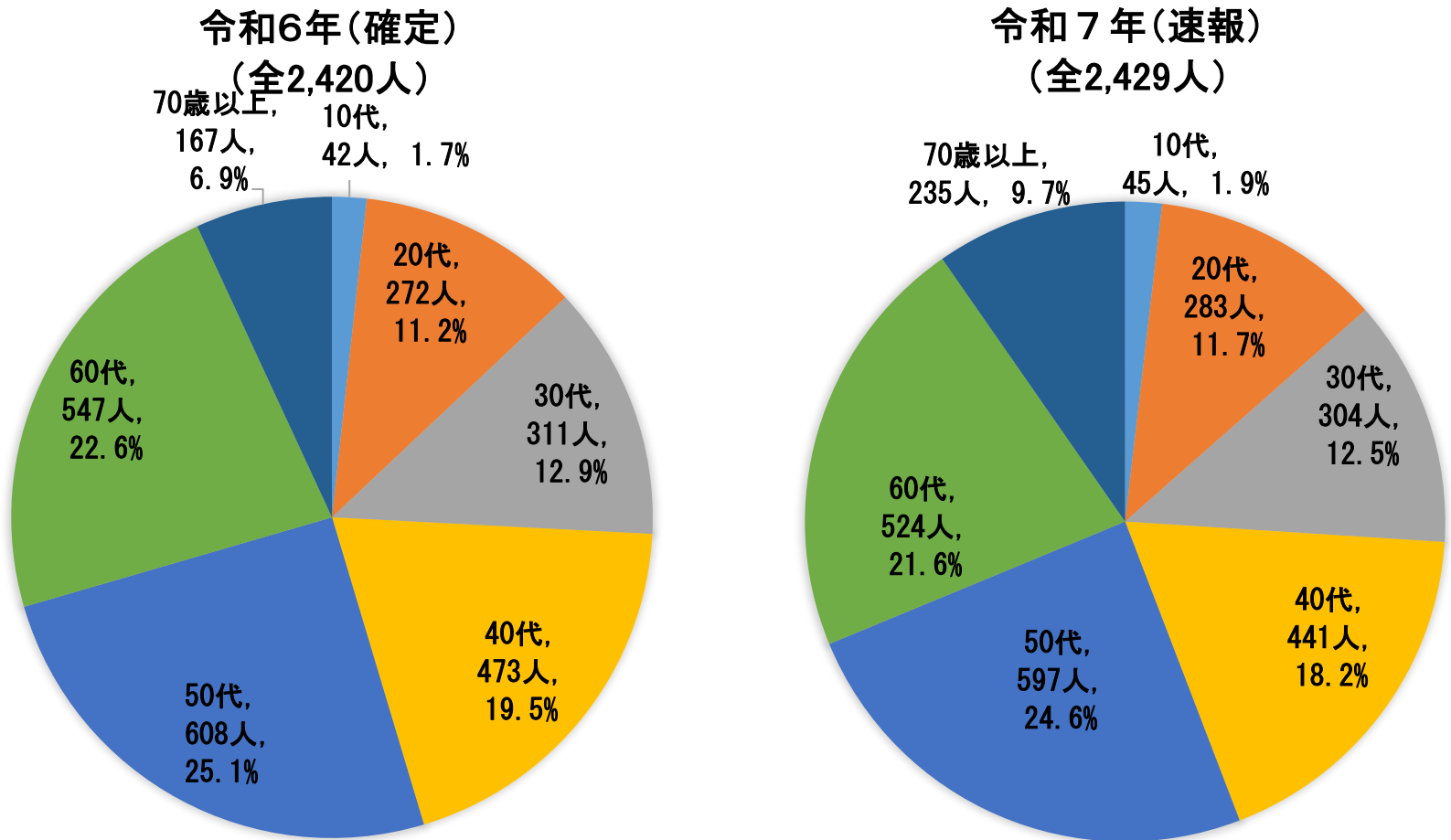
(グラフ4)

事故の型別死傷者数



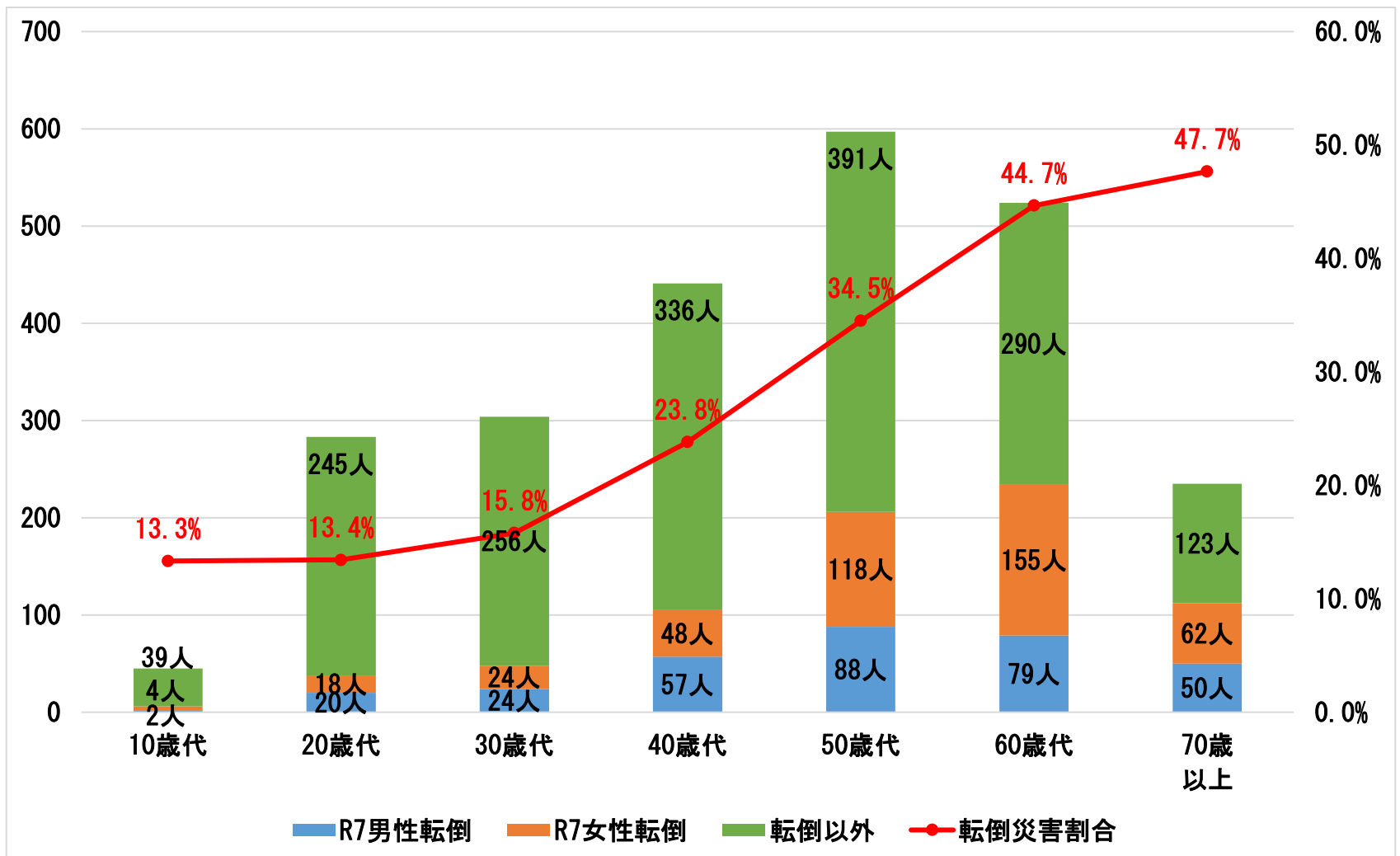
(グラフ5)

年代別死傷者数



(グラフ6)

令和7年転倒災害・男女・年代別発生状況(速報)



(表 1)

主な業種別死傷者数（カッコ内は死亡者数）

	令和7年速報値 (令和8年2月 末) (1月~12月)	令和6年速報値 (令和7年2月 末) (1月~12月)	令和7年と令和6年 の同月比較		令和6年確定値 (1月~12月)	
			増減数	増減率		
全産業	2,429人 (6人)	2,395人 (11人)	+ 34 (- 5 人)	1.4%	2,420人	(11人)
製造業	420人 (0人)	453人 (0人)	- 33 (+ 0 人)	-7.3%	459人	(0人)
建設業	268人 (2人)	267人 (3人)	+ 1 (- 1 人)	0.4%	269人	(3人)
陸上貨物運送事業	310人 (0人)	317人 (1人)	- 7 (- 1 人)	-2.2%	317人	(1人)
第三次産業	1,296人 (2人)	1,218人 (2人)	+ 78 (+ 0 人)	6.4%	1,235人	(2人)
商業	451人 (0人)	442人 (0人)	+ 9 (+ 0 人)	2.0%	447人	(0人)
小売業	316人 (0人)	347人 (0人)	- 31 (+ 0 人)	-8.9%	350人	(0人)
保健衛生業	328人 (0人)	300人 (0人)	+ 28 (+ 0 人)	9.3%	308人	(0人)
社会福祉施設	243人 (0人)	248人 (0人)	- 5 (+ 0 人)	-2.0%	253人	(0人)

(表 2)

60歳以上の死傷者数（カッコ内は死亡者数）

全産業	令和7年速報値 (令和8年2月 末) (1月~12月)	令和6年速報値 (令和7年2月 末) (1月~12月)	令和7年と令和6年 の同月比較		令和6年確定値 (1月~12月)	
			増減数	増減率		
	759人 (5人)	707人 (6人)	+ 52 (- 1 人)	7.4%	714人	(6人)

(表 3)

令和 7 年速報 主な業種、事故の型別死傷者数

	転倒	墜落・転落	動作の反動・無理な動作	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	交通事故 道路	その他の分類	合計
全産業	749人	391人	328人	225人	136人	115人	485人	2429人
製造業	110人	44人	49人	79人	38人	3人	97人	420人
建設業	21人	81人	23人	35人	23人	14人	71人	268人
陸上貨物運送事業	77人	84人	40人	25人	4人	15人	65人	310人
第三次産業	497人	167人	206人	69人	60人	77人	220人	1296人
商業	172人	57人	63人	33人	23人	31人	72人	451人
小売業	133人	32人	42人	23人	16人	29人	41人	316人
保健衛生業	136人	29人	85人	7人	7人	15人	49人	328人
社会福祉施設	97人	15人	67人	5人	5人	13人	41人	243人

(表 4)

令和 7 年速報 主な業種、年齢階層別死傷者数

	20歳未満	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	合計
全産業	45人	283人	304人	441人	597人	524人	235人	2429
製造業	7人	71人	61人	76人	114人	73人	18人	420
建設業	7人	37人	39人	50人	52人	55人	28人	268
陸上貨物運送事業	3人	19人	38人	72人	110人	55人	13人	310人
第三次産業	27人	136人	152人	220人	299人	314人	148人	1296人
商業	6人	41人	55人	84人	112人	123人	30人	451人
小売業	6人	29人	32人	50人	73人	102人	24人	316人
保健衛生業	1人	33人	45人	49人	90人	80人	30人	328人
社会福祉施設	1人	24人	34人	37人	60人	66人	21人	243人

令和7年 宮城県内における死亡災害の概要

令和8年3月9日時点速報

	業種	労働者数	事故の型	発生状況
	発生月	時間帯	起因物	
1	その他の水産業 (7.2.9)	1~9人	おぼれ	被災者は海苔養殖作業を行うため船着き場まで移動した。船が稼働しないため船着き場へ確認に向かったところ、舳が解かれてエンジンがかかった状態の船が漂っており、被災者が水面にうつ伏せの状態で見つかった。
	1月	10時台	その他の乗物	
2	警備業 (17.2.1)	100~199人	交通事故 (道路)	県道において、道路工事の片側交通規制に伴う一般車両の交通誘導をしていたところ、直進してきた軽自動車に激突され、全身を強く打ち死亡した。
	3月	10時台	乗用車、バス、バイク	
3	産業廃棄物処理業 (15.1.2)	10~49人	はさまれ、巻き込まれ	建設廃材の破砕等を行う施設内において、始業前点検（機械を空運転）をしていたところ、ベルトコンベアのプーリー部分に腕を巻き込まれた。
	4月	13時台	コンベア	
4	木造家屋建築工事業 (3.2.2)	1~9人	2メートル以上からの墜落・転落	平屋住宅のトタン屋根の塗装工事現場において、高さ約3mある屋根の上で、刷毛で屋根の付け根箇所を塗っていたところ、屋根下のコンクリート面に墜落し死亡した。
	6月	14時台	屋根、はり、もや、けた、合掌	
5	上下水道工事業 (3.1.10)	1~9人	有害物等との接触	下水道工事現場において、立坑内（深さ約17m）の梯子を上り、排水ポンプから接続されたホースの詰まり具合を確認していたところ、梯子から墜落し死亡した。立坑内では発電機を稼働させており、一酸化炭素が発生していた。
	7月	12時台	その他の危険物、有害物等	
6	木材伐出業 (6.2.1)	1~9人	2メートル以上からの墜落・転落	同僚が被災者を待っていたが、被災者が現れず、連絡もつかないため作業道を探しにいったところ、フォワーダと被災者がスイッチバックの転換所の端から約40m崖下に転落していた。
	9月	14時台	走行集材機械	

令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和8年3月9日 作成

宮城労働局

業種別	令和4年全期		令和5年全期		令和6年全期		令和6年 1月～12月		令和7年 1月～12月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	増減数	増減率	増減数	増減率
全産業	2567	15	2543	19	2420	11	2395	11	2429	6	34	1.4%	-5	-45.5%
製造業	440	4	410	4	459		453		420		-33	-7.3%		
食料品製造業	203		211		204		202		195		-7	-3.5%		
水産食料品製造業	65		73		68		68		64		-4	-5.9%		
その他	138		138		136		134		131		-3	-2.2%		
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	9		4		7		7		2		-5	-71.4%		
木材・木製品製造業	21	2	9	1	15		15		13		-2	-13.3%		
家具・装備品製造業	3		1		4		4		2		-2	-50.0%		
パルプ・紙・紙加工品製造業	13		4		4		4		5		1	25.0%		
印刷・製本業	2		7		11		11		4		-7	-63.6%		
化学工業	11		8		16		14		26		12	85.7%		
窯業土石製品製造業	21		18		19		19		20		1	5.3%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	9	1	8		12		12		11		-1	-8.3%		
金属製品製造業	30		33	1	51		51		39		-12	-23.5%		
一般機械器具製造業	17		18		12		12		12					
電気機械器具製造業	34		28	1	28		28		28					
輸送用機械等製造業	24		17	1	26		25		24		-1	-4.0%		
造船業	12		4	1	9		9		11		2	22.2%		
その他	12		13		17		16		13		-3	-18.8%		
電気・ガス・水道業	3		6		4		4		6		2	50.0%		
その他の製造業	40	1	38		46		45		33		-12	-26.7%		
鉱業	8		10	2	4		4		1		-3	-75.0%		
土石採取業	8		9	2	3		3		1		-2	-66.7%		
その他			1		1		1				-1	-100.0%		
建設業	309	5	300	4	269	3	267	3	268	2	1	0.4%	-1	-33.3%
土木工事業	102	3	86		75	2	74	2	74	1			-1	-50.0%
建築工事業	153	1	164	2	148		147		133	1	-14	-9.5%	1	
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	52		48		35		35		38		3	8.6%		
木造家屋建築工事業	58		57	1	43		43		47	1	4	9.3%	1	
建築設備工事業	12		10		8		8		6		-2	-25.0%		
その他の建築工事業	31	1	49	1	62		61		42		-19	-31.1%		
その他の建設業	54	1	50	2	46	1	46	1	61		15	32.6%	-1	-100.0%
運輸交通業	363	2	369	1	334	1	334	1	355		21	6.3%	-1	-100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	7		4		5		5		11		6	120.0%		
道路旅客運送業	34		51		30	1	30	1	37		7	23.3%	-1	-100.0%
道路貨物運送業	319	2	312	1	297		297		305		8	2.7%		
その他の運輸交通業	3		2		2		2		2					
貨物取扱業	23		21	1	23	1	23	1	7		-16	-69.6%	-1	-100.0%
陸上貨物取扱業	16		17		20	1	20	1	5		-15	-75.0%	-1	-100.0%
港湾運送業	7		4	1	3		3		2		-1	-33.3%		
農業	23	1	30		20		20		21		1	5.0%		
林業	24		32	1	46	4	46	4	17	1	-29	-63.0%	-3	-75.0%
畜産・水産業	33	1	32		30		30		44	1	14	46.7%	1	
商業	497		443	3	447		442		451		9	2.0%		
卸売業、小売業	435		392	2	400		396		389		-7	-1.8%		
その他	62		51	1	47		46		62		16	34.8%		
金融・広告業	23		28		22		21		20		-1	-4.8%		
映画・演劇業	2		2		2		2				-2	-100.0%		
通信業	33		25		16		15		41		26	173.3%		
教育・研究業	43		41		27	1	27	1	33		6	22.2%	-1	-100.0%
保健衛生業	300		347		308		300		328		28	9.3%		
接客娯楽業	181		179	1	181		180		179		-1	-0.6%		
旅館業	35		37	1	34		34		42		8	23.5%		
ゴルフ場	13		6		19		19		15		-4	-21.1%		
その他	133		136		128		127		122		-5	-3.9%		
清掃・と畜業	154	1	135		117		117		120	1	3	2.6%	1	
ビルメンテナンス業	81		76		58		58		60		2	3.4%		
廃棄物処理業	63	1	47		45		45		56	1	11	24.4%	1	
その他	10		12		14		14		4		-10	-71.4%		
官公署	3		4		2		2		3		1	50.0%		
その他の事業	108	1	135	2	113	1	112	1	121	1	9	8.0%		
警備業	40		52		34	1	34	1	39	1	5	14.7%		
その他	68	1	83	2	79		78		82		4	5.1%		
陸上貨物運送業	335	2	329	1	317	1	317	1	310		-7	-2.2%	-1	-100.0%
第三次産業	1345	2	1339	6	1235	2	1218	2	1296	2	78	6.4%		
小売業	358		327	1	350		347		316		-31	-8.9%		
飲食店	111		113		106		105		106		1	1.0%		
社会福祉施設	232		259		253		248		243		-5	-2.0%		

1. 死傷件数は令和7年に発生した災害について令和8年3月6日までに確認できた労働者死傷病報告(休業4日以上)により計上しています。

2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの(速報)により計上しております。

3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。

4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

「SafeworK向上宣言」



*****宮城労働局ホームページに掲載します*****

「SafeworK向上宣言」は、労働者が安全で健康に働くことができる職場環境づくりに向けた事業主と労働者の取り組み姿勢を企業内外に表明するものです。

事業場内の見やすい場所に掲示する等して周知するほか、ご希望により宮城労働局ホームページに掲載します。

是非、ご活用ください。

詳しくは宮城労働局ホームページをご覧ください

セーフワーク向上宣言

検索 



【お問合せ先】 宮城労働局労働基準部健康安全課（電話022-299-8839）
仙台市宮城野区鉄砲町1番地 仙台第4合同庁舎 8階

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「SafeworK向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。



事業場名

安全衛生 株式会社

Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せを確実にを行います。
- 2 作業手順書を作成し、独断による行動災害を防ぐ安全作業を行わせます。
- 3 不具合があれば、機械は必ず停止して対応させます。
- 4 高齢者の体力に配慮した、職場配置を行います。

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、行動災害に至る不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 翌日の作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、作業はこれを順守します。
- 3 不具合があれば、機械を停止してから対応します。
- 4 高齢に伴う体力低下を念頭に、業務に当たります。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14 施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1 施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1 施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1 施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

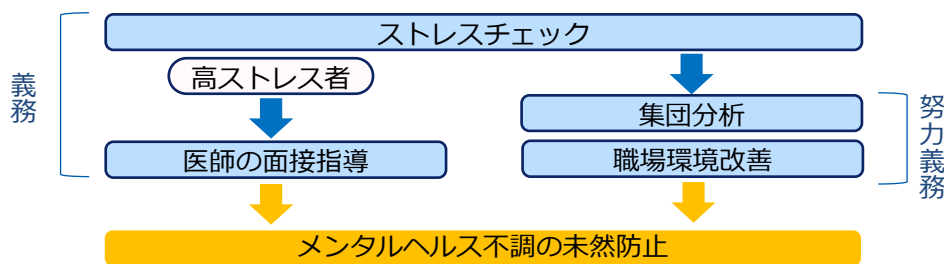
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

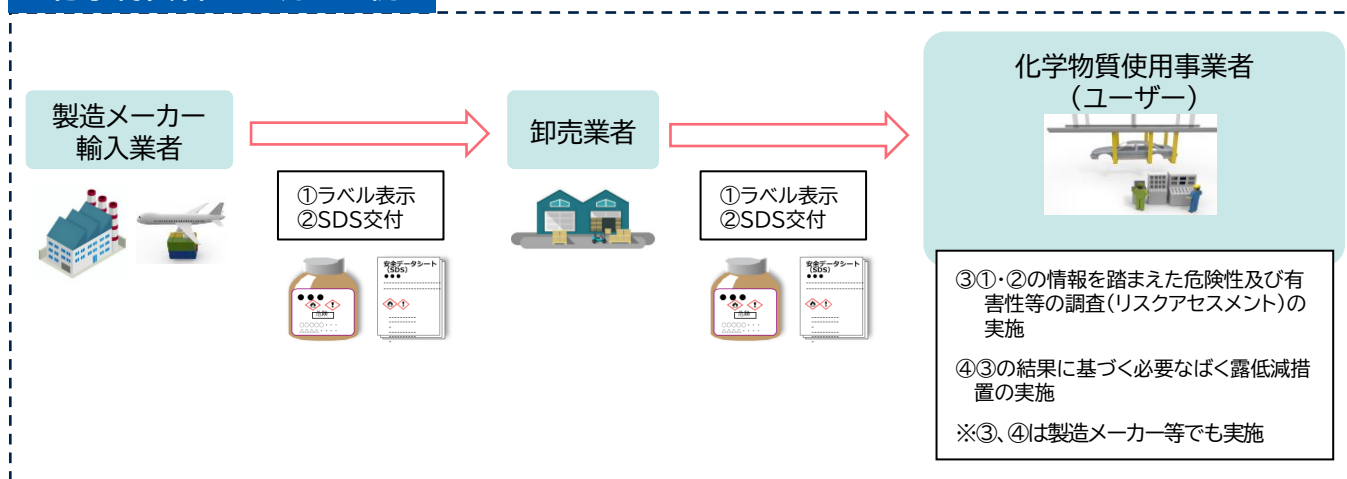


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1)危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等: 当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

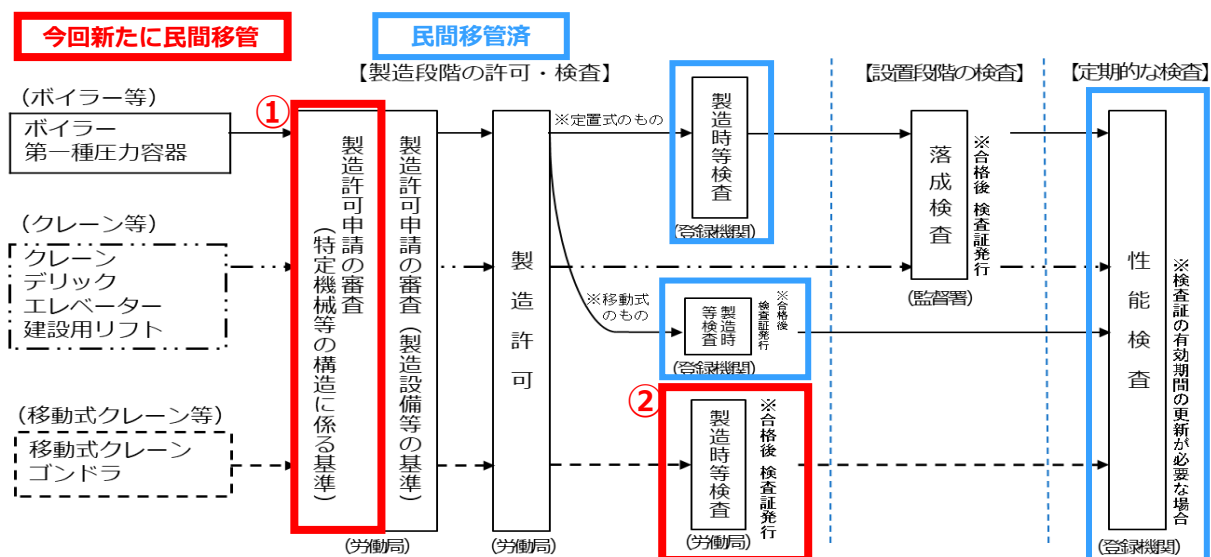
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



施行スケジュール（予定）

改正項目	5月14日法律 公布・一部施行	2025年 (R7) 年度 4月	2026 (R8) 年度 4月	2027 (R9) 年度 4月	2028 (R10) 年度	...	2030 (R12) 年度 4月
1. 個人事業者等 に対する安全衛生 対策の推進	注文者等が 講ずべき措置		令和8年 4月施行				
	個人事業者等自身が 講ずべき措置			令和9年4月施行			
	業務上災害の 報告制度			令和9年1月施行			
	業種を問わない混在 作業での措置			令和9年4月施行			
2. 職場のメンタル ヘルス対策の推 進	ストレスチェックの 実施事業場拡大	→				公布の日から3年を超えない範 囲において政令で定める日施行	
3. 化学物質によ る健康障害防止対 策等の推進	SDS強化	→					公布の日か ら5年を超 えない範囲 において政 令で定める 日施行
	代替化学名通知		令和8年 4月施行				
	個人ばく露測定			令和8年 10月施行			
4. 機械等による 労働災害の防止の 促進等	設計審査及び製造時 等検査の一部の民間 移管		令和8年 4月施行				
	登録機関・検査業者 の不正対処・欠格要 件強化		令和8年 1月施行				
5. 高齢者の労働 災害防止の推進	高齢者の 労働災害防止対策		令和8年 4月施行				
6. 治療と仕事の 両立支援の推進	職場における治療と 仕事の両立支援	6月11日 法律公布					

高齢者の労働災害防止のための指針 概要

第1 趣旨

労働安全衛生法第62条の2第2項に基づき、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理等、高齢者の労働災害の防止を図るために事業者が講ずるよう努めなければならない措置に関し、その適切かつ有効な実施を図るため定めたもの。

第2 事業者が講ずべき措置

以下の1～5に掲げる事項について、各事業場における高齢者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国、関係団体等による支援も活用して、実施可能な対策に積極的に取り組むことが必要である。

1 安全衛生管理体制の確立等

- **経営トップによる方針表明及び体制整備**
 - ・経営トップが高齢者の労働災害防止対策に取り組む方針を示し、対策の実施体制を明確化すること。
 - ・高齢者の労働災害防止について、安全衛生委員会等において調査審議するなど労使で話し合うこと。
- **高齢者の労働災害防止のためのリスクアセスメントの実施**
 - ・高齢者の身体機能等の低下等による労働災害の発生リスクについて、災害事例等からリスクを洗い出して対策の優先順位を検討し、その結果も踏まえ以下の2～5を参考に優先順位の高いものから取組事項を決めること。

2 職場環境の改善

- **身体機能の低下を補う設備・装置の導入**
 - ・高齢者が安全に働き続けられるよう、施設、設備、装置等の改善を行うこと。
- **高齢者の特性を考慮した作業管理**
 - ・筋力、バランス能力、敏捷性、全身持久力、感覚機能、認知機能の低下等を考慮して作業内容等の見直しを行うこと。

3 高齢者の健康や体力の状況の把握

- **健康状況の把握**
 - ・労働安全衛生法で定める雇入時及び定期的健康診断を確実に実施すること。
- **体力の状況の把握**
 - ・高齢者の体力の状況を客観的に把握し必要な対策を行うため、主に高齢者を対象とした体力チェックを継続的に実施することが望ましいこと。事業場の実情に応じて青年、壮年期から実施することが望ましいこと。
- **健康や体力の状況に関する情報の取扱い**
 - ・「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」を踏まえた対応を行うこと。

4 高齢者の健康や体力の状況に応じた対応

- **個々の高齢者の健康や体力の状況を踏まえた措置**
 - ・健康や体力の状況を踏まえて必要に応じ就業上の措置を講じること。
- **高齢者の状況に応じた業務の提供**
 - ・高齢者に適切な就労の場を提供するため、職場環境の改善を進めるとともに、働き方のルールを構築するよう努めること。
 - ・高齢者の業務内容の決定の際は、健康や体力の状況に応じて、安全と健康の観点を踏まえた適合する業務とのマッチングに努め、継続した業務の提供に配慮すること。
 - ・高齢者の治療と仕事の両立については「治療と就業の両立支援指針」に基づく取組に努めること。
- **心身両面にわたる健康保持増進措置**
 - ・集団及び個々の高齢者を対象として、身体機能等の維持向上のための取組を実施することが望ましいこと。
 - ・「事業場における労働者の健康保持増進のための指針（THP指針）」、「労働者の心の健康の保持増進のための指針（メンタルヘルス指針）」等に基づく取組に努めること。

5 安全衛生教育

- **高齢者に対する教育**
 - ・法令に基づく教育等を確実に行うこと。また、作業内容とそのリスクについての理解を得やすくするため十分な時間をかけること。中でも、高齢者が再雇用や再就職等により経験のない業種や業務に従事する場合には、特に丁寧な教育訓練を行うこと。
- **管理監督者等に対する教育**
 - ・管理監督者等に対し、高齢者特有の特性と高齢者の安全衛生対策について教育を行うこと。

第3 労働者と協力して取り組む事項

事業者は、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業の管理その他の必要な措置を講ずるよう努める必要があり、個々の労働者は、自らの身体機能等の低下が労働災害リスクにつながり得ることを理解し、労使の協力の下で取組を進めること。

第4 国、関係団体等による支援

事業者は、国、関係団体等による支援策を有効に活用すること。